

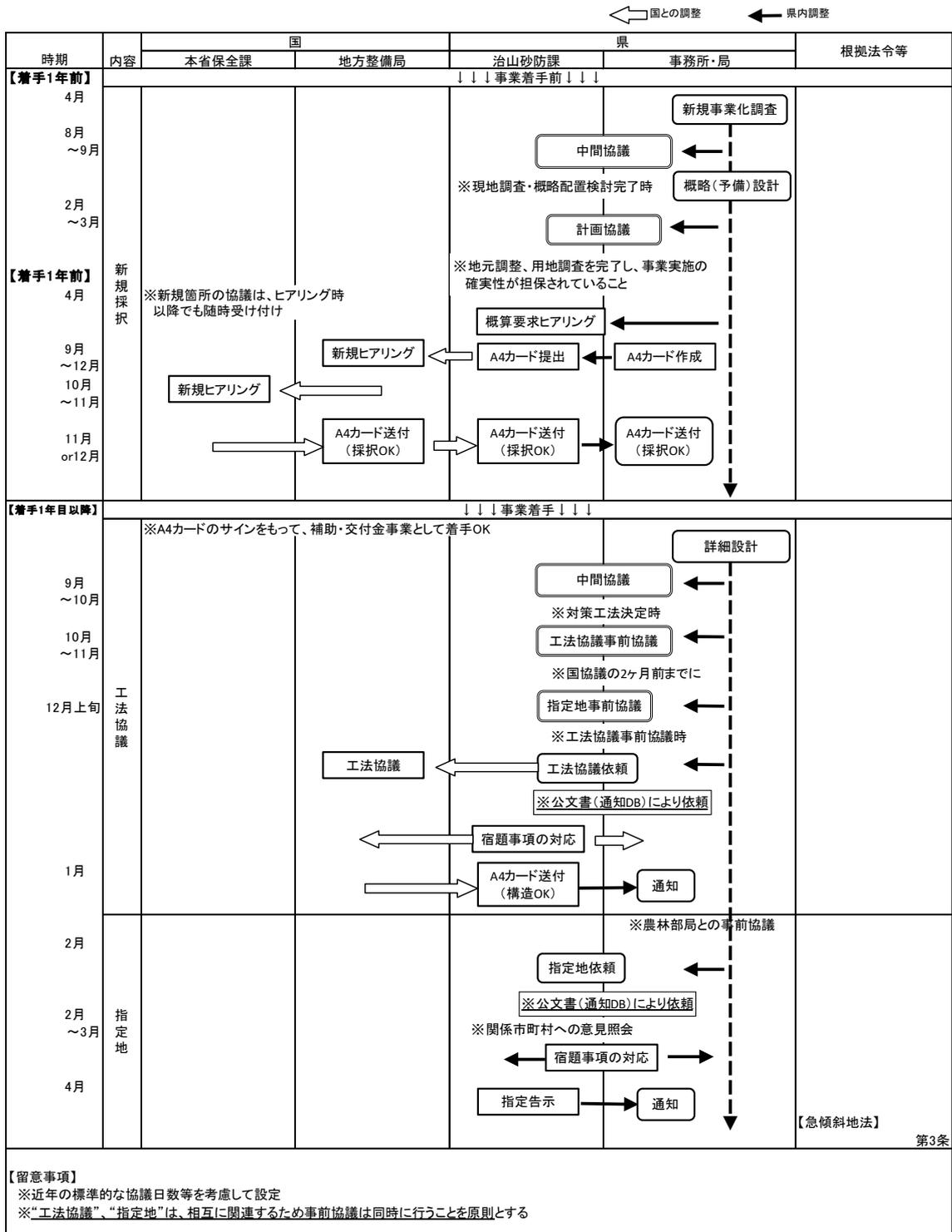
## 第 14 章 資料

- 14.1 急傾斜地崩壊対策事業の基本的な流れ
- 14.2 急傾斜地崩壊危険区域設定の考え方
- 14.3 編入調書作成業務特記仕様書(鳥取県治山砂防課通知 令和5年4月3日付)
- 14.4 急傾斜地崩壊対策事業における用地補償

# 第14章 資料

## 14.1 急傾斜地崩壊対策事業の基本的な流れ

表 14-1 急傾斜事業（補助・交付金）の新規事業の流れ



## 14.2 急傾斜地崩壊危険区域設定の考え方

### 14.2.1 急傾斜地崩壊危険区域の設定範囲の考え方

#### (1) 高さ (H)

勾配 30 度の線が現況斜面と交差する地点の直高を基本とする。ただし、交差するまでに勾配 30 度以上の現況斜面が勾配 20 度以下となる地点があれば、その地点の直高とする。なお、高さは原則として最大 50m までとする。

#### (2) 急傾斜地 (B1)

のり尻から高さの地点までの幅とする。

#### (3) 誘発助長区域 (B2,B3)

誘発助長区域 (斜面下部) については、斜面下端部 (のり尻) から高さ相当幅とし、誘発助長区域 (斜面上部) については、斜面上端部から高さ 2 分の 1 相当幅として、土地利用状況等を勘案しその幅を決定する。ただし、上部が尾根を超える場合は、尾根までとする。

#### (4) 被害想定区域 (B4,B5)

被害想定区域は、被害想定区域 (斜面下部) の端部から被害想定区域 (斜面上部) の端部までとする。

被害想定区域 (斜面下部) については、斜面下端部から高さ 2 倍相当幅とし、最大 50m まで、被害想定区域 (斜面上部) については、斜面上端部から高さ相当幅とする。

#### (5) 指定区域

誘発助長区域を包括する最低限の範囲とし、標柱設置予定地の土地利用状況等を勘案し決定する。

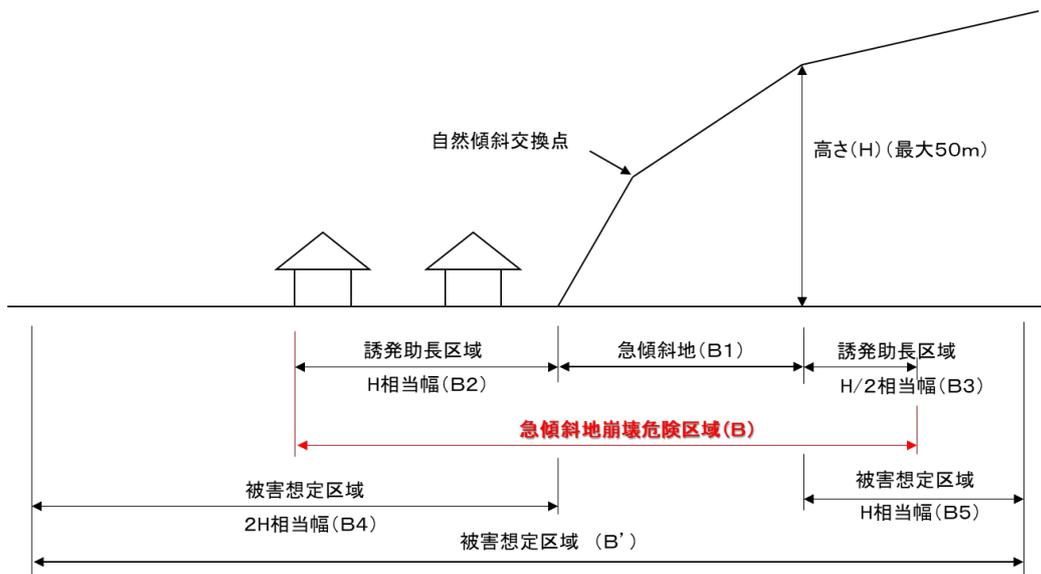


図 14-1 範囲の考え方

## 14.2.2 高さの考え方

### ① 30度の線が交差する場合

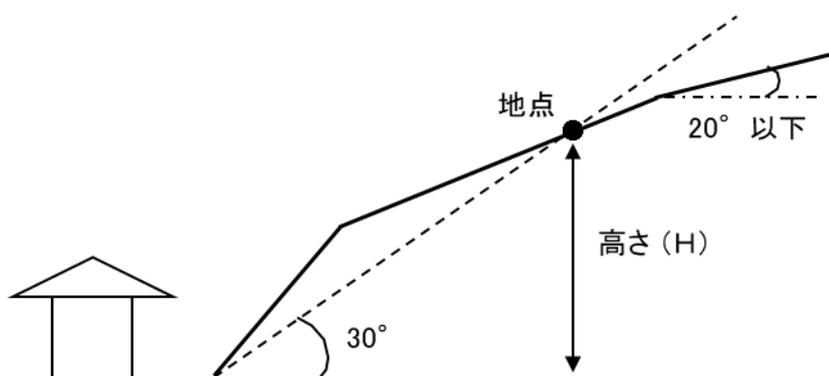


図 14-2 高さの考え方①

### ② 30度の線が交差する前に20度以下になる場合

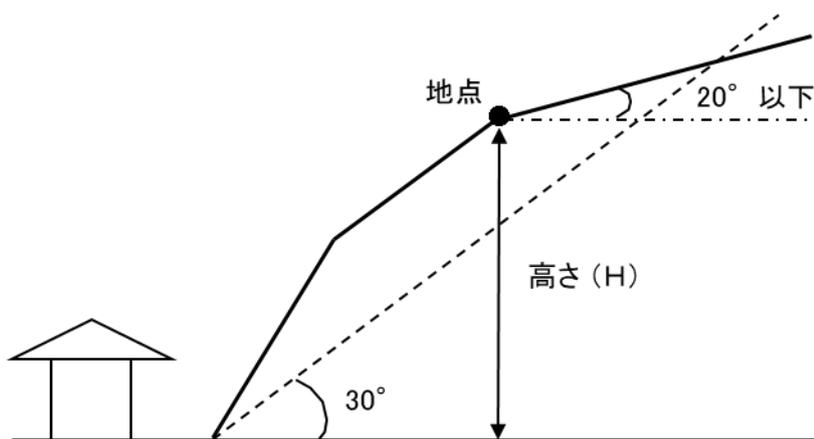


図 14-3 高さの考え方②

### ③ 上下段を一連の斜面とする場合

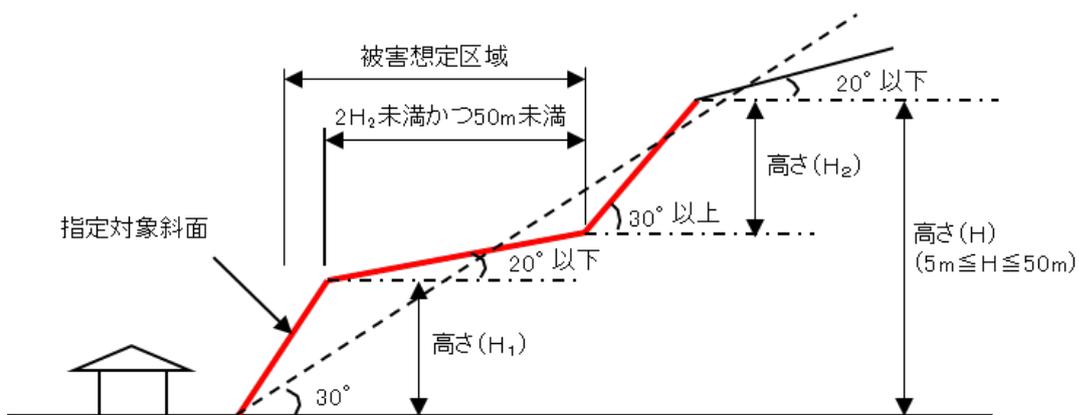


図 14-4 高さの考え方③

④ 下段のみ対象斜面とする場合

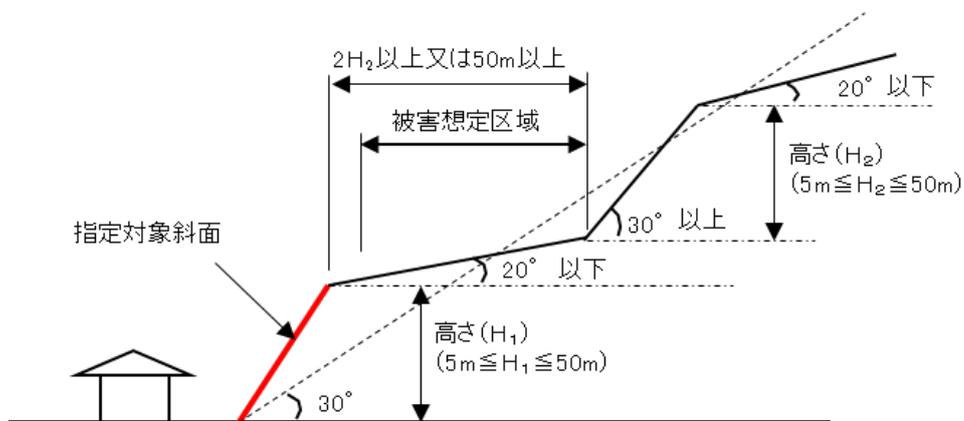


図 14-5 高さの考え方④

⑤ 上下段を別斜面とする場合

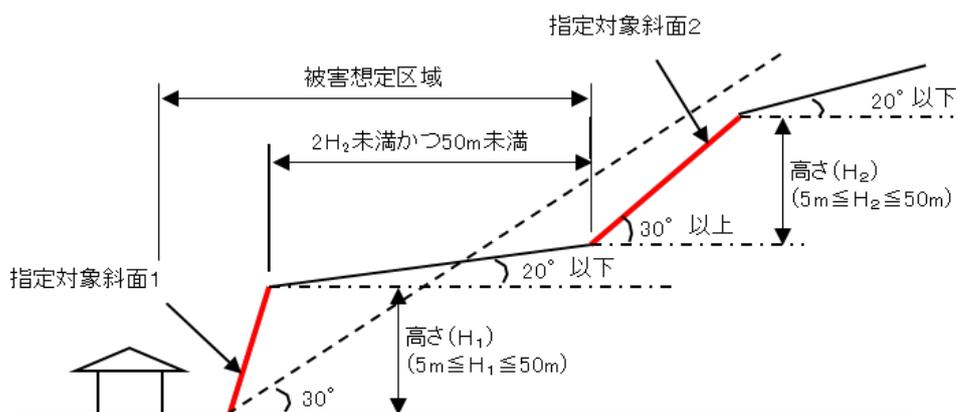


図 14-6 高さの考え方⑤

### 14.2.3 斜面端部の考え方

斜面の端部は、下端から 30 度の広がり範囲を考慮した際に、保全人家に影響を与える位置。

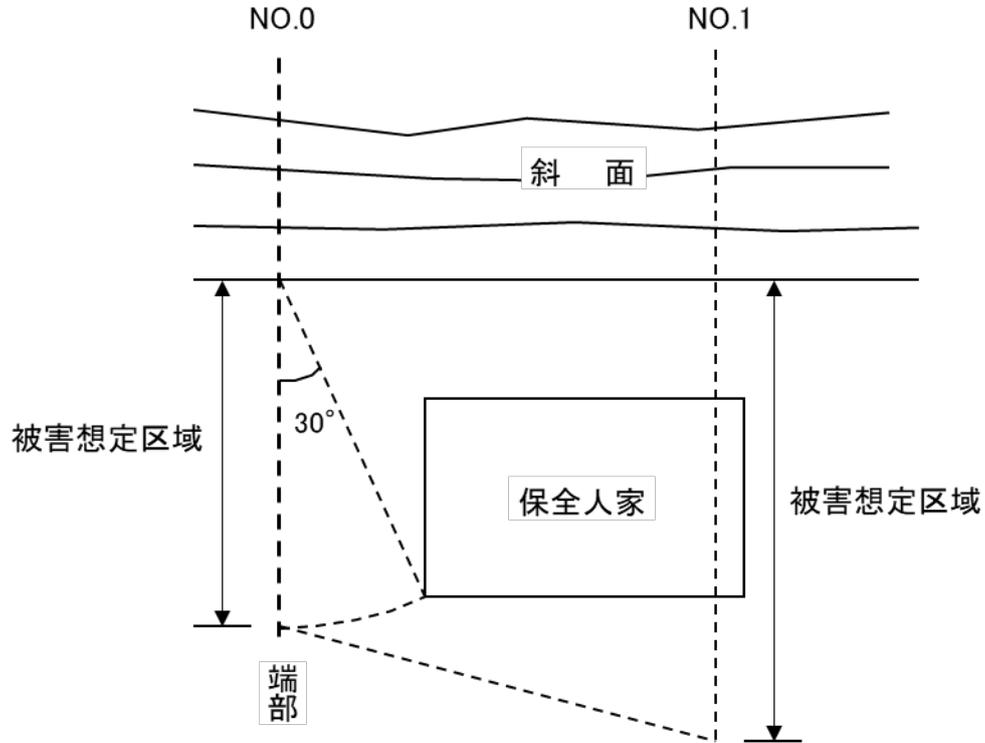


図 14-7 斜面端部の考え方

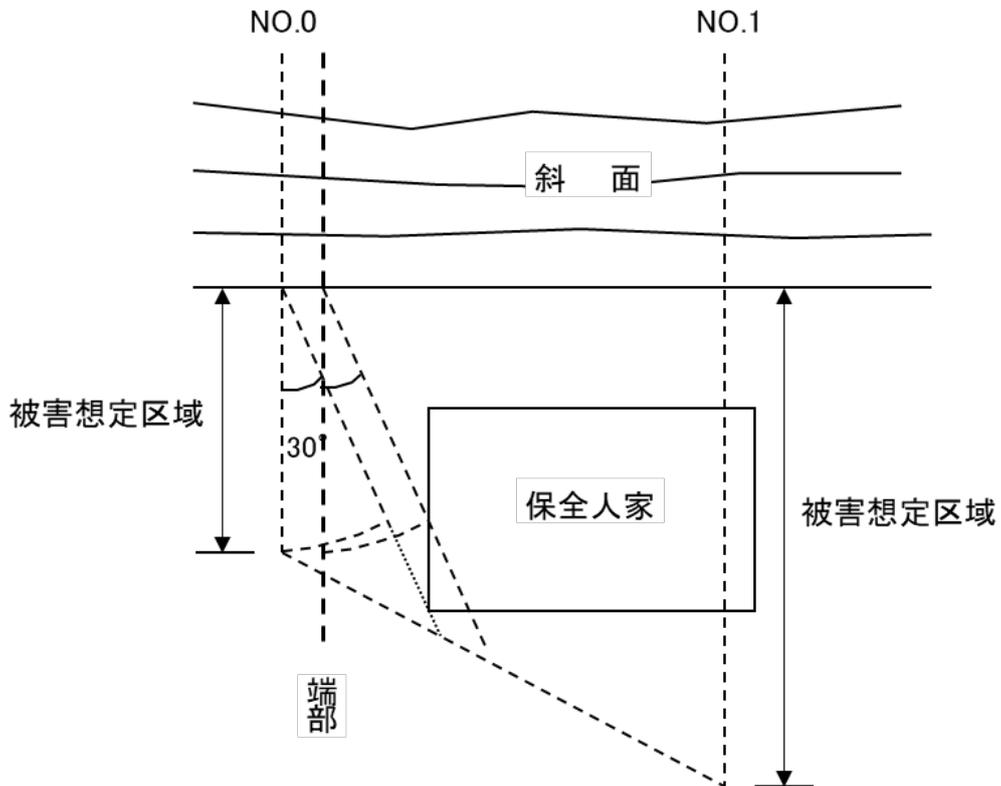


図 14-8 斜面端部の考え方 (斜面端部が NO.0 となる場合)

#### 14.2.4 一連斜面の考え方

【一連地区の間に溪流がある場合】

1/25,000 の地形図で、 $1 > B$  の箇所は溪流とみなし、一連の急傾斜地としない。

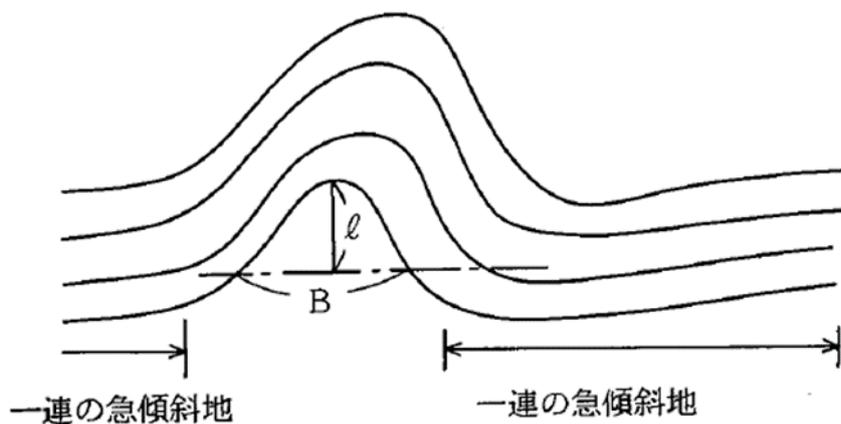
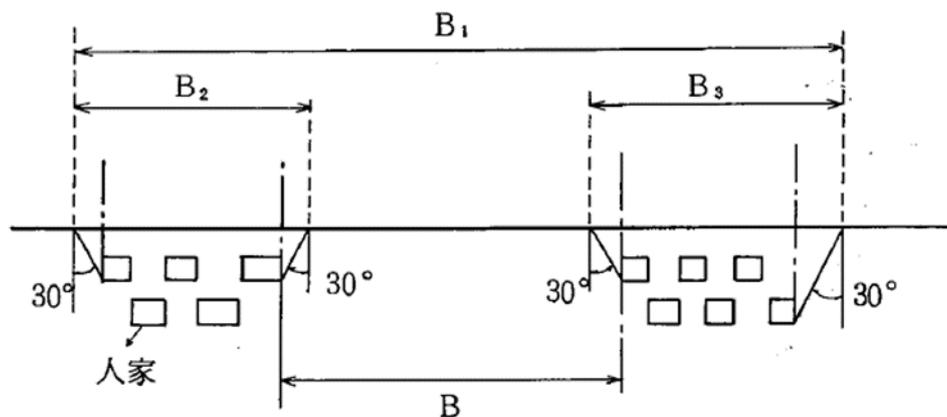


図 14-9 一連斜面の考え方①

【人家が 50m 以上離れている場合】

人家が 50m 以上離れている場合は人家密集地区とはいわず、別地区と判断する。



- 1)  $B > 50\text{m}$  危険箇所を 2 ヶ所とし、格々  $B_2 \cdot B_3$  とする。
- 2)  $B \leq 50\text{m}$   $B_1$  (危険箇所を 1 ヶ所とする)

図 14-10 一連斜面の考え方②

## 14.3 編入調書作成業務特記仕様書（鳥取県治山砂防課通知 令和5年4月3日付）

### 急傾斜地崩壊危険区域編入調書作成業務

#### 特記仕様書

（令和5年4月一部改定）

##### （適用範囲）

第1条 本特記仕様書は、急傾斜地崩壊危険区域編入調書作成業務（以下「本業務」という。）に適用する。本特記仕様書に定めのない事項については鳥取県測量業務共通仕様書によるものとする。

##### （目的等）

第2条 本業務は、急傾斜地崩壊危険区域の指定地編入調書の作成及び管理に必要な電子化した台帳データを整備することを目的とする。

##### （業務に使用する資料等）

第3条 本業務に使用する資料として、設計報告書等の必要な資料を発注者から収集する。

##### （業務内容）

第4条 業務内容は次のとおりとする。

- （1）図面作成（平面図、公図集合図、横断図、参考図等）
- （2）調書作成

##### （急傾斜地崩壊危険区域指定の基準等）

第5条 急傾斜地崩壊危険区域指定の基準等については以下のとおりとする（別紙参照）。

##### （1）傾斜度

のり尻から自然傾斜交換点を結んだ線が水平となす角度とする。

##### （2）高さ

高さは、勾配30度の線が現況斜面と交差する地点（図-1）の直高を基本とする。ただし、交差するまでに勾配30度以上の現況斜面が勾配20度以下となる地点があれば、その地点（図-2）の直高とする。なお、高さは原則として最大50mまでとする。

対策施設の計画範囲などにより、高さ50mを超えて指定する必要がある場合はこの限りではない。

##### （3）急傾斜地

のり尻から高さの地点までの幅とする（図-3）。

##### （4）誘発助長区域

誘発助長区域（斜面下部）については、斜面下端部（のり尻）から高さ相当幅とし、誘発助長区域（斜面上部）については、斜面上端部から高さ2分の1相当幅として、土地利用状況等を勘案しその幅を決定する（図-3）。ただし、上部が尾根を超える場合は、尾根までとする。

##### （5）被害想定区域

被害想定区域は、被害想定区域（斜面下部）の端部から被害想定区域（斜面上部）の端部までとする（図-3）。

被害想定区域（斜面下部）については、斜面下端部から高さ2倍相当幅とし、最大50mまで、被害想定区域（斜面上部）については、斜面上端部から高さ相当幅とする（図-3）。

(6) 指定区域（急傾斜地崩壊危険区域）

誘発助長区域を包括する最低限の範囲とし、標柱設置予定地の土地利用状況等を勘案し決定する。

(7) 2段斜面

斜面の途中に勾配20度以下の区間が存在する場合は、別紙（7）に従って2段斜面であるかを判別する。

(8) 斜面の起終点

傾斜度30度以上、直高5m以上の斜面がなくなる場合にはその地点を起終点とする。

斜面が連続する場合には、崩壊土砂の広がり进行を考慮し、斜面下端部を中心として被害想定区域幅を左右に30度ずつ移動させてできる扇形と保全対象が接する位置を斜面の起終点とする。

保全対象がない斜面については指定の対象外とする（図-7、8）。

(9) 指定方法

標柱を用いて指定する。なお、標柱番号は斜面に向かって左側下方から右回りに決定するものとする（図-9）。

**（平面図作成）**

第6条 以下の条件により、区域指定範囲を記した平面図を作成する（作成例1参照）。

- (1) 設計業務により作成された図面を基に縮尺1:500又は1:1,000で作成し、用紙サイズはA1（横自由）とし、縮尺を記載する。
- (2) 図面には、急傾斜地崩壊防止施設計画、指定区域（急傾斜地崩壊危険区域）、被害想定区域、保全家屋、保安林、砂防指定地、地すべり防止区域、凡例等を明示する。
- (3) 着色、凡例については別記による。
- (4) 図面の左側を起点として作図する。
- (5) 区域決定の根拠等を明記した参考平面図を別途作成する（作成例4参照）。
- (6) 指定範囲は、別紙「急傾斜地崩壊危険区域編入調書電子成果仕様書」に従い、Shape(DBF ファイル含む)データを作成する。

**（横断面作成）**

第7条 以下の条件により、区域指定範囲を記した横断面図を作成する（作成例3参照）。

- (1) 設計業務により作成された図面を基に縮尺1:100又は1:200で作成し、用紙サイズはA1（横自由）とし、縮尺を記載する。
- (2) 図面には、急傾斜地崩壊防止施設計画、指定区域（急傾斜地崩壊危険区域）、急傾斜地、誘発助長区域、被害想定区域、保全家屋、傾斜度、高さ、凡例等を明示する。
- (3) 着色、凡例については別記による。
- (4) 横断面図の視点方向は、起点より終点を見る。
- (5) 2段斜面の判別を検討した場合は、根拠を明記した参考横断面図を作成する（作成例5参照）。
- (6) 作成間隔は20mとして、必要に応じて適宜追加する。第5条の(8)に記載する起終点についても作成すること。なお、作成する横断面図は斜面が最急勾配となる方向の断面で作成する。

**（公図集合図作成）**

第8条 以下の条件により、区域指定範囲を記した公図集合図を作成する（作成例2参照）。

- (1) 設計業務により作成された図面を基に任意の縮尺で作成し、用紙サイズはA1（横自由）とし、縮尺を記載する。

- (2) 図面には、急傾斜地崩壊防止施設計画、指定区域（急傾斜地崩壊危険区域）、被害想定区域、保安林、砂防指定地、地すべり防止区域、凡例等を明示する。
- (3) 着色、凡例については別記による。

**(調書作成)**

第9条 急傾斜地崩壊危険区域指定申請に必要な資料を以下のとおり作成する。

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域編入調書（表紙）（様式1）。
- (2) 位置図（縮尺1:25,000程度）。
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所総括表（様式2）。
- (4) 急傾斜地崩壊危険区域概況調書（様式3）。
- (5) 土地調書（区域の表示）、鳥取県告示案（様式4-1, 4-2）。
- (6) 急傾斜地崩壊危険区域編入地籍表（様式5-1, 5-2）。
- (7) 台帳調書（エクセルファイル）（様式6）。
- (8) 急傾斜地崩壊危険区域指定に係る事前協議票（様式7）。  
事前協議については、保安林もしくは保安施設地区の有無等に関して農林部局に確認しておくとともに、必要に応じて国有林、自然公園、河川区域等管理者との協議書も添付する。
- (9) 急傾斜地崩壊危険区域指定編入に係る図面等審査表（様式8）。
- (10) 標柱を設置する全ての地番及び指定区域（急傾斜地崩壊危険区域）に編入する地番の全部事項証明書の写しを添付。  
標柱を設置する地番の証明書については、標柱番号を記したインデックスを作成し添付する。
- (11) 写真の撮影位置及び方向を平面図上に明記した写真撮影位置図。
- (12) 設計で撮影した写真。  
（斜面の全景、斜面状況、山裾状況、保全対象、標柱設置予定地、その他調査職員の指示するもの。）
- (13) 隣接した既指定区域等（急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等）が存在する場合は、官報及び鳥取県公報の写し等。
- (14) 調書を製本する際の順番。
  - 1) 急傾斜地崩壊危険区域編入調書（表紙）
  - 2) 位置図
  - 3) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所総括表
  - 4) 急傾斜地崩壊危険区域概況調書
  - 5) 土地調書（区域の表示）
  - 6) 鳥取県告示案
  - 7) 急傾斜地崩壊危険区域編入地籍表
  - 8) 台帳調書
  - 9) 急傾斜地崩壊危険区域指定に係る事前協議票
  - 10) 急傾斜地崩壊危険区域指定編入に係る図面等審査表
  - 11) 全部事項証明書の写し
  - 12) 写真撮影位置図
  - 13) 写真
  - 14) 既指定区域等の官報及び鳥取県公報の写し等
  - 15) A3縮小図面
  - 16) A1図面（図面目録を添付。参考図等は、通し番号外とすること。）

**(砂防インフラ維持管理システム用データ作成)**

第10条 砂防インフラ維持管理システム用データ（指定地データ）を様式13により、1ユニットにつき1ファイル作成するものとする。ファイル名は「指定地データ（地区名）」とし、電子成果品のルートフォルダ直下に「維持管理システム用データ」フォルダを作成した上で、同フォルダ内に格納するものとする。

**(疑義)**

第11条 本特記仕様書において疑義又は規定のない事項が生じた場合は、別途調査職員と協議する。

**(成果品)**

第12条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

(1) 指定調書一式 2部(製本はA4サイズ)

※区域台帳の製本については、担当職員と協議して作成する。

(2) 電子データ 2部

Shape データ(指定地形状ポリゴン)

附図(SFC形式およびPDF形式)、調書(エクセル形式)

砂防インフラ維持管理システム取込み用データ(エクセル形式)

※成果品2部のうち、1部は治山砂防課に提出のこと。

※電子データの納品構成は、別紙「急傾斜地崩壊危険区域編入調書電子成果仕様書」に従うこと。

別記

凡 例	色	横断図上の記号
急傾斜地崩壊危険区域	赤色	B
急 傾 斜 地	赤色	B 1
誘発助長区域(斜面下部)	赤色	B 2
誘発助長区域(斜面上部)	赤色	B 3
被害想定区域(斜面下部)	緑色	B 4
被害想定区域(斜面上部)	緑色	B 5
被 害 想 定 区 域	緑色	B'
保 安 林	茶色	
保 全 対 象	橙色	
急傾斜地崩壊防止施設	区別できる色	
砂 防 指 定 地	〃	
地 す べ り 防 止 区 域	〃	

別紙

第5条関係

以下（ ）内の番号は本文中の番号に対応している。

(2) 高さ

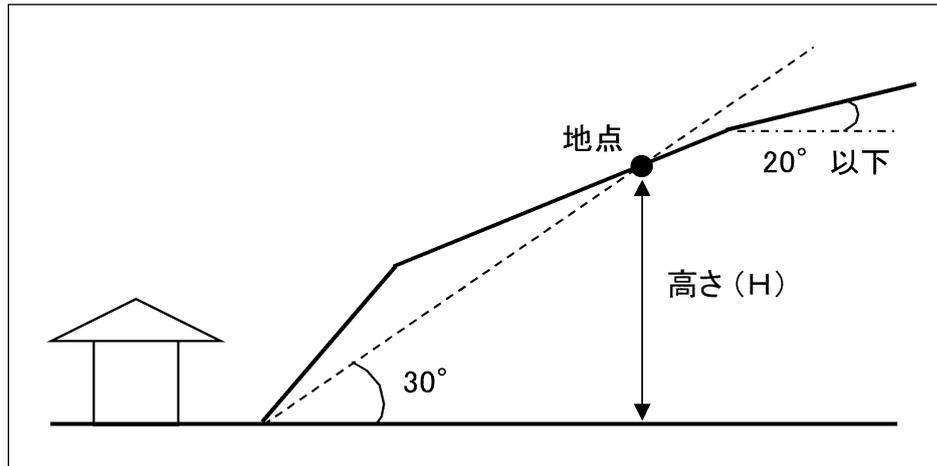


図-1 現況斜面と交差する地点

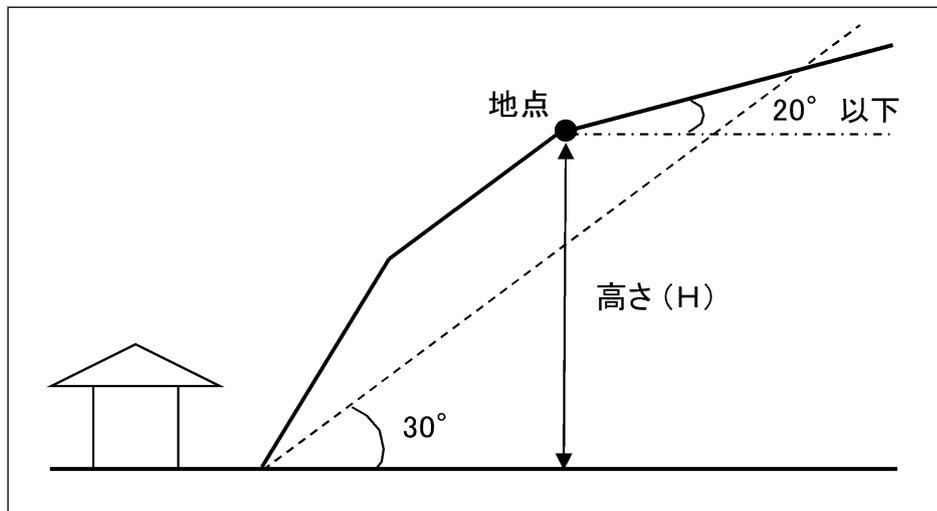


図-2 20° 以下となる地点

(3) 急傾斜地、(4) 誘発助長区域、(5) 被害想定区域、(6) 指定区域（急傾斜地崩壊危険区域）

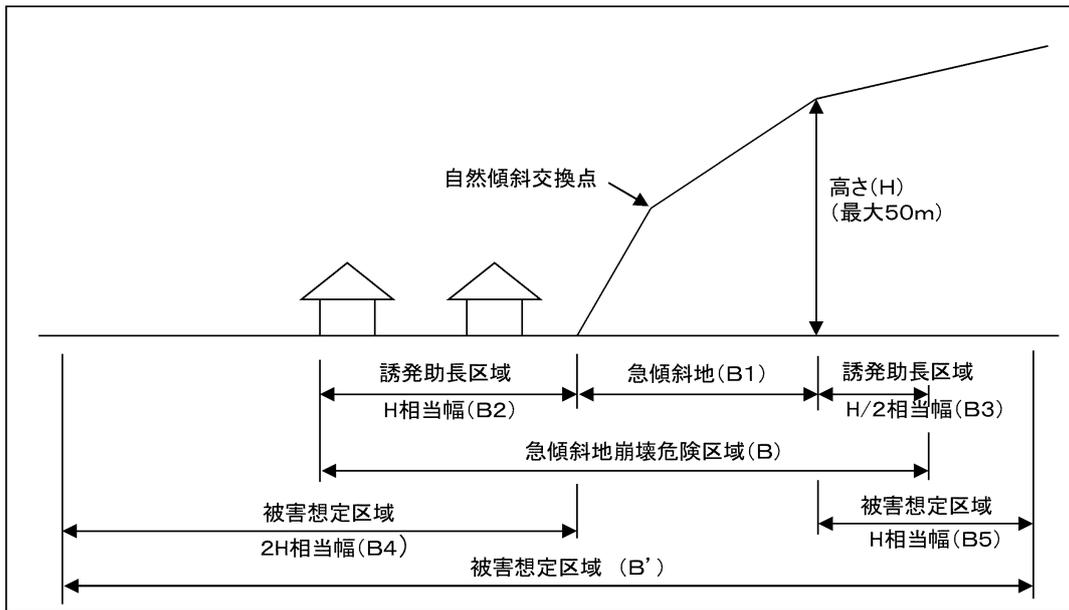


図-3 区域の考え方

(7) 2段斜面

- 1) 斜面途中の勾配20度以下の区間長がその上部の高さの2倍以上（2倍が50mを超える場合にあつては50m以上）の場合は、別々の斜面とみなし、上部斜面は指定対象としない（図-4）。
- 2) 斜面途中の勾配20度以下の区間長がその上部の高さの2倍未満（2倍が50mを超える場合にあつては50m未満）であり、下部斜面の下端から引いた見通し30度の線と上部斜面が交わらない場合は、別々の斜面とみなし、被害想定区域が保全対象に及ぶ上部斜面は指定対象に含めるものとする（図-5）。
- 3) 斜面途中の勾配20度以下の区間長がその上部の高さの2倍未満（2倍が50mを超える場合にあつては50m未満）であり、下部斜面の下端から引いた見通し30度の線と上部斜面が交わる場合は、一連の斜面とし、斜面全体を指定対象とする（図-6）。
- 4) 上記1)～3)までによりがたい場合は、別途、指定範囲の決定根拠を整理し、指定する。

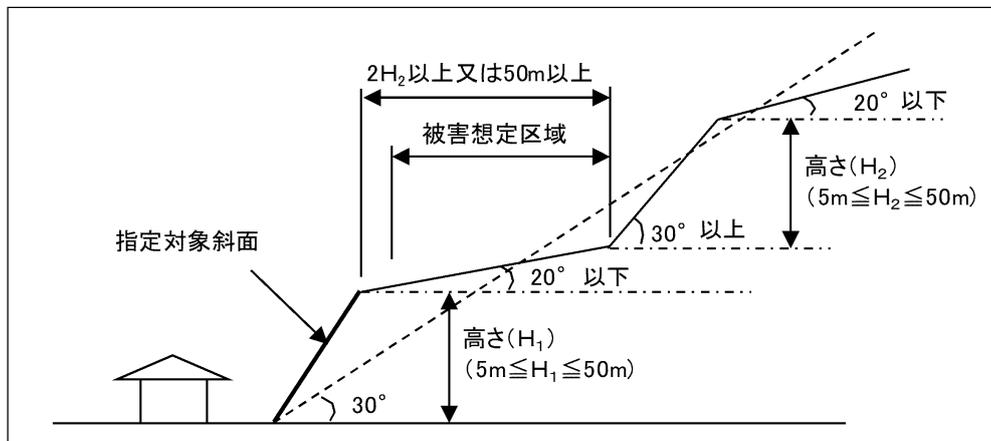


図-4 別々の斜面とし、上部斜面を指定しない場合

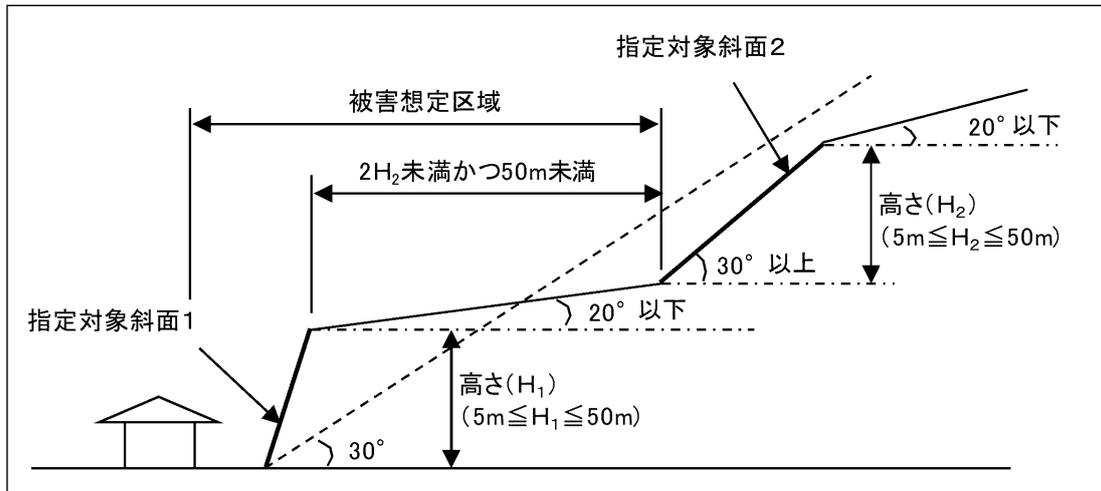


図-5 別々の斜面とし、上部斜面を指定する場合

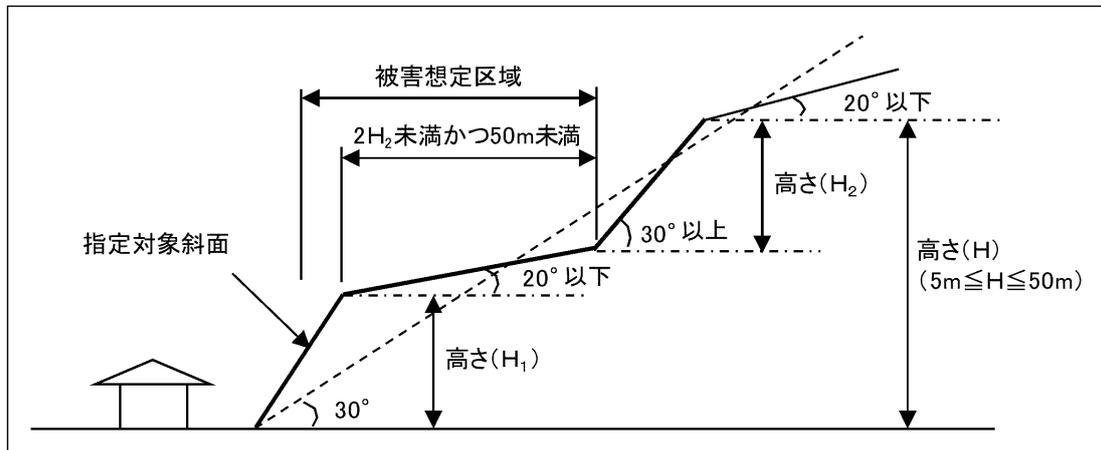
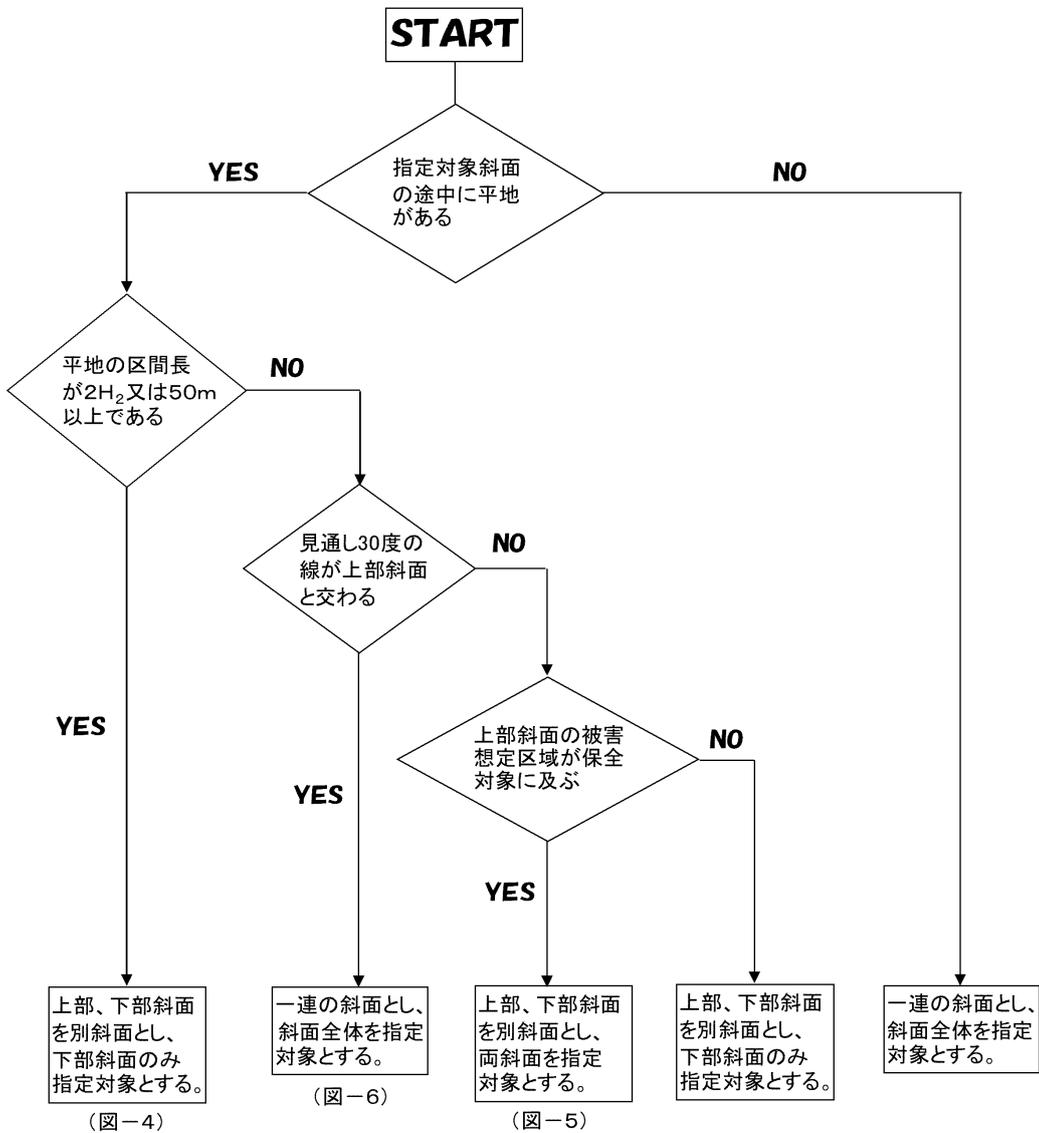


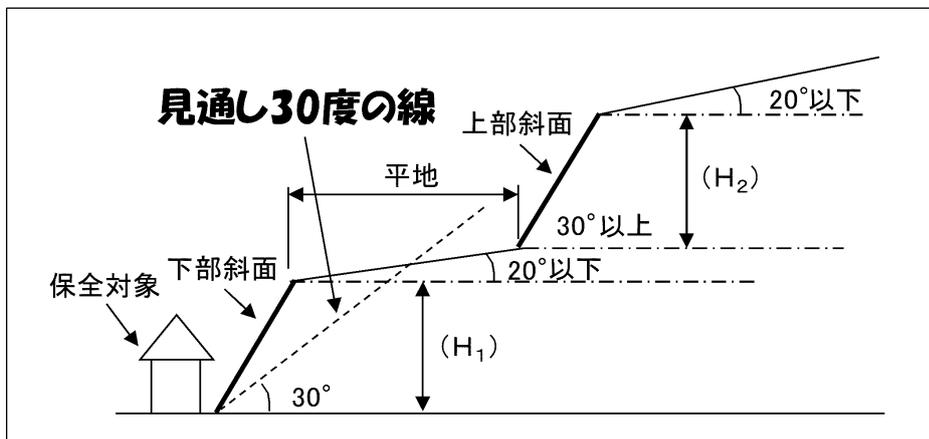
図-6 同一の斜面とみなす場合

斜面途中に平地がある場合(2段斜面)の指定範囲判断フロー



※平地…傾斜度20度以下の区間

凡例



(8) 斜面の起終点

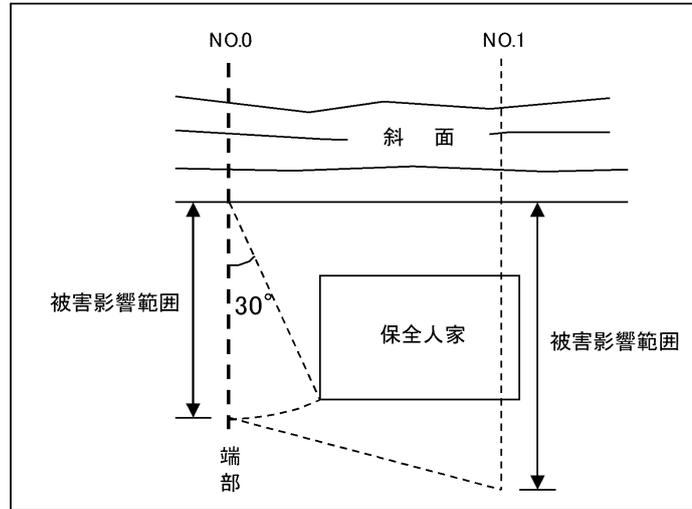


図-7 NO.0が斜面端部となる場合

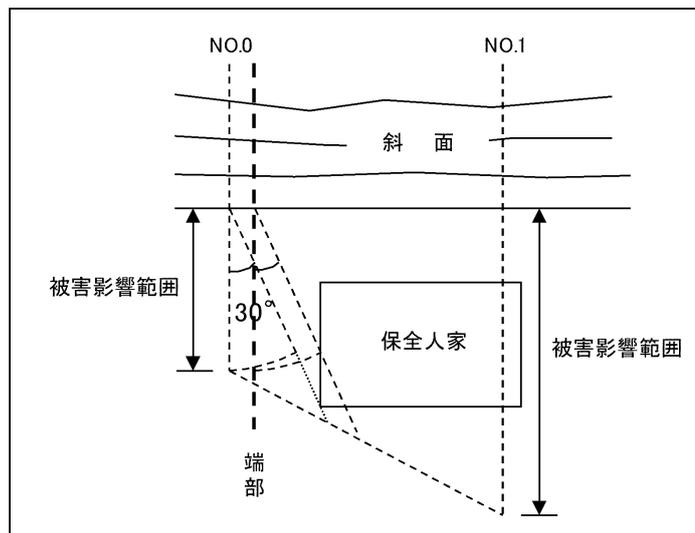


図-8 NO.0が斜面端部とならない場合

(9) 指定方法

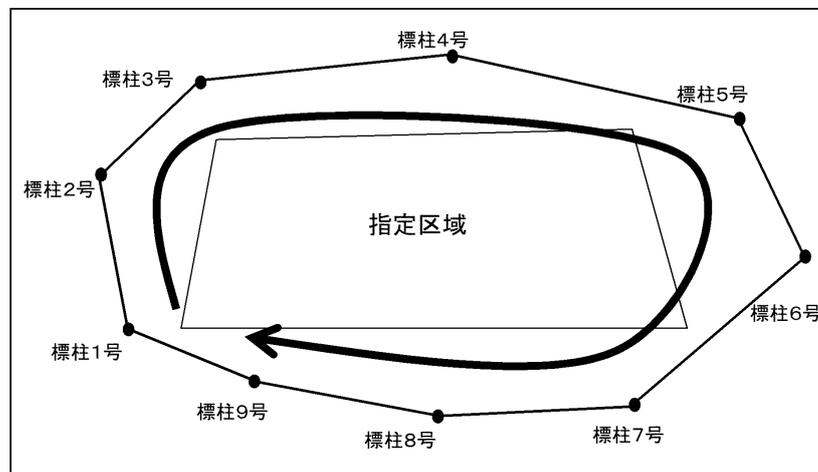


図-9 標柱の設置方法

**作成例 1  
平面図 (1:500)**

保全対象には番号を記載し、  
建物の範囲が分かるように  
すること。

標柱位置は、土地利用に  
影響のない位置を選定す  
ること。

指定範囲を薄赤色、  
被害想定区域を薄緑色で  
ぬりつぶすこと。

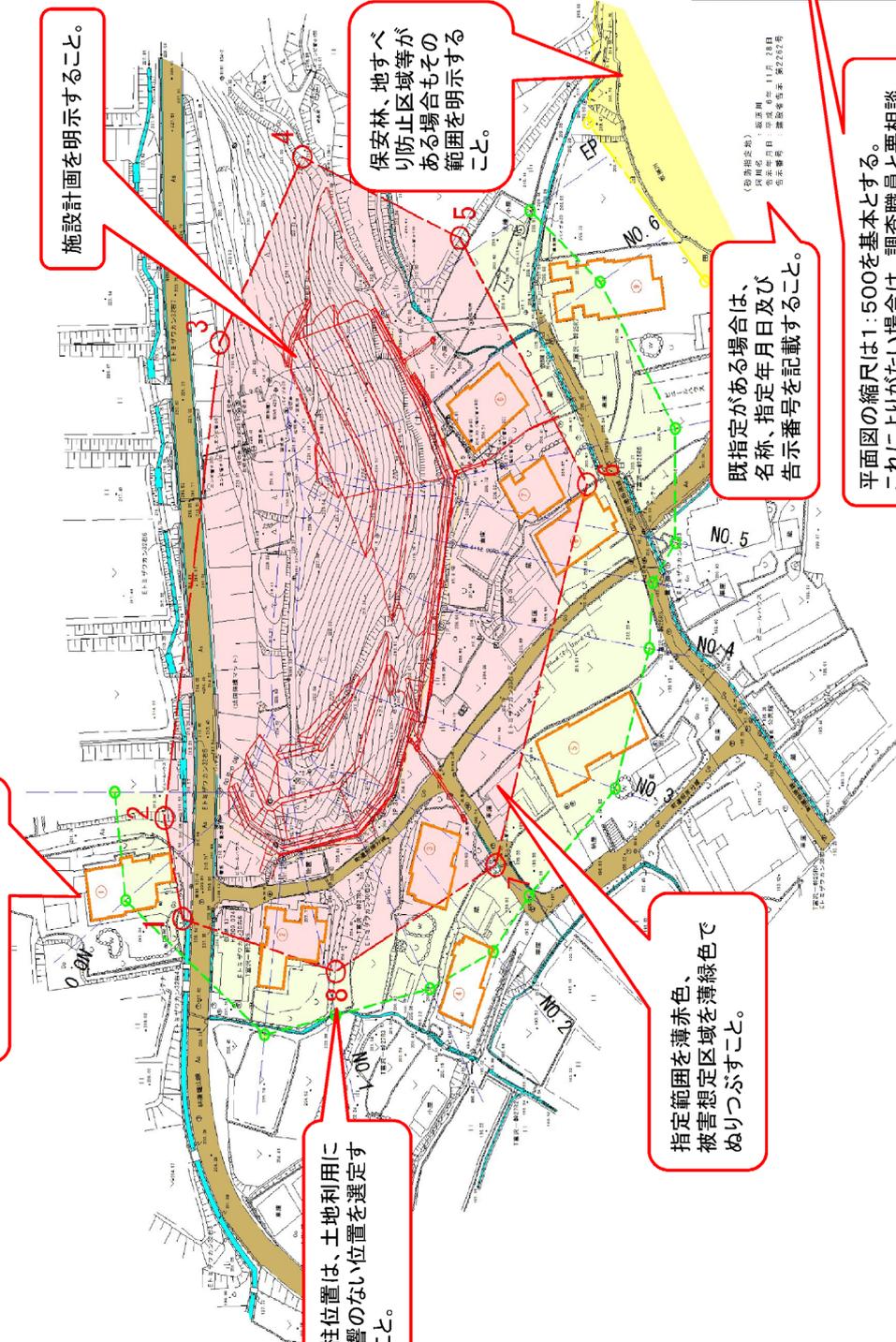
既指定がある場合は、  
名称、指定年月日及び  
告示番号を記載すること。

施設計画を明示すること。

保安林、地すべ  
り防止区域等が  
ある場合もその  
範囲を明示す  
ること。

平面図の縮尺は1:500を基本とする。  
これによりがたい場合は、調査職員と要相談。

八頭郡智頭町坂原



保全対象の番号	
①	第一種
②	第二種
③	第三種
④	第四種
⑤	第五種
⑥	第六種
⑦	第七種
⑧	第八種
⑨	第九種
⑩	第十種

F. 色	
薄赤色	指定区域
薄緑色	被害想定区域
黄色	告示区域
①	保全対象の番号
1	標柱位置及び番号

急傾斜地崩落危険区域指定平面図	
地区名	坂原地区
告示年月日	平成 年 月 日
告示番号	急傾斜地崩落危険区域指定告示第 号
編入地区	八頭郡智頭町坂原
縮尺	1:500
縮尺	全16箇中の内1
指定区域	指定区域
告示区域	告示区域
保全対象	河川・水陥没
指定区域	指定区域

(急傾斜地崩落) 告示区域  
告示年月日 平成 年 月 日 告示番号 急傾斜地崩落危険区域指定告示第 号  
告示番号 急傾斜地崩落危険区域指定告示第 号